

掛川市条例第8号

掛川市富士見台霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市富士見台霊園条例の一部を改正する条例

掛川市富士見台霊園条例（平成17年掛川市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第20条中「許可を受けた日から3年以内に」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市富士見台霊園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用墓所の返還に係る使用料の還付から適用し、施行日前における使用墓所の返還に係る使用料の還付については、なお従前の例による。